

# 契約について知ろう!

～契約をするときは慎重に!～

クイズに挑戦!

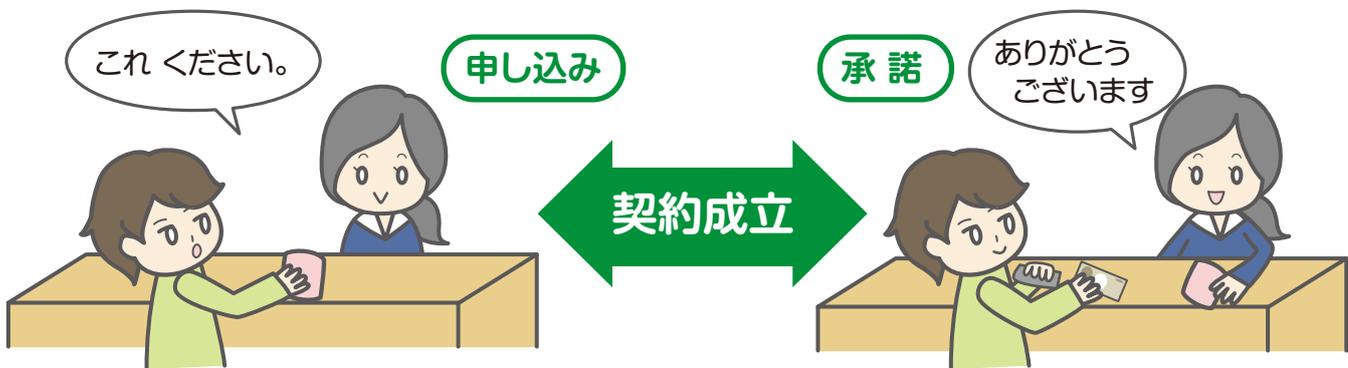
この中で契約にあたるのはどれでしょうか?

- ① コンビニでパンを買う
- ② 電車に乗る
- ③ 図書館で本を借りる
- ④ レンタルショップでDVDを借りる

答えは  
このページの  
右下に!

## 契約とは

契約は「申し込み」の意思表示と「承諾」の意思表示が合致して成立します。



☆契約は契約書のような書類を作らなくても口約束だけでも成立します。

☆いったん契約が成立すると、一方的に契約を取りやめたり、内容を変更したりすることができません。



☆ただし、契約そのものを「無効」とできる場合や「取り消し」「解約」ができる場合があります。

## 未成年者契約って何?

### ◆未成年者は契約の取り消しができる?

民法では、20歳未満の未成年者が契約するには親(法定代理人である親権者)の同意が必要と定められており、同意がない契約は取り消すことができます。

### ◆未成年者でも取り消しができない契約

- ・小遣い程度の金額の契約
- ・20歳以上であるとうそを言った場合
- ・親が支払った契約
- ・結婚している場合(成年とみなされる) など

クイズの答え:「すべて契約」です。